

営業時間短縮の協力要請に係る見回り活動について

1 目的

県内での新型コロナウイルス感染症の拡大が止まらず、医療提供体制のひっ迫が深刻な状態となったことから、4月5日から宮城県仙台市を対象として、「まん延防止等重点措置」を適用し、酒類を提供する飲食店等に対し、営業時間短縮要請等を実施している。

宮城県では、仙台市以外の対象飲食店に対しても、時間短縮等の協力を要請し、本市においても、感染拡大防止の周知を図るため、飲食店等の見回りを実施した。

2 見回り内容

- (1) 実施期間 R 3. 4. 7 (水) ~ 4. 1 6 (金)
- (2) 対象 接待を伴う飲食店
酒類を提供する飲食店 (カラオケ店等を含む。)
※対象店舗: 1, 0 4 2 件 (コンビニ、寮等除く。)
- (3) 時間帯 午後 7 時 3 0 分 ~ 午後 9 時
※複数人 1 チームで割り当てされた店舗を調査
- (4) チーム 課長級以上の管理職で複数人編成
1 組 2 ~ 3 名
※人数割り当てについては、部内庶務担当課で調整
- (5) 調査結果報告 ①見回り実施件数: 9 7 3 件 (対象外除く)
②見回り実施職員数: 延べ 1 3 8 人